

平成 23 年度 行政監査「県単独補助金について」の 結果に基づき講じた措置

個 表

補助金全般	1
市町村自主運行バス等維持費補助金	2
過疎市町等地域づくり支援事業補助金	3
緊急地震対策促進事業補助金	5
私立専修学校振興補助金	7
斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	8
地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	9
三重県留学生等支援事業補助金	10
小児科医確保事業補助金	11
福祉活動指導員設置費補助金	12
軽費老人ホーム運営費補助金	13
障がい者小規模作業所事業費補助金	14
放課後児童クラブ活動事業費補助金	15
家庭支援推進保育事業費補助金	16
ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	17
浄化槽設置促進事業補助金	19
がんばる三重の林業創出事業費補助金	21
運輸事業振興助成交付金	23
多品目適量産地育成事業費補助金	25
農山漁村再生モデル支援事業費補助金	26
みえの真珠養殖再生支援交付金	27
漁業就業研修支援事業費補助金	28
中小企業の市場化支援事業費補助金	29
小規模事業支援費補助金	30
地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	31
魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	32
下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	33
木造住宅耐震補強事業費補助金	34
全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	35
文化財保護事業補助金	36
みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	37

平成 24 年 9 月

三重県監査委員事務局

監査の結果及び意見	
(補助金名 補助金全般)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 県規則第10条で提出を求めている「補助事業等状況報告書」について、未提出のものや交付要領等で定めた期限内に提出されていないものが見受けられたので、適時適切に提出するよう、補助事業者に指導されたい。 ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討されたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(総務部 財政課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 三重県補助金等交付規則第10条(状況報告)の規定を改正し、「ただし、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合にあつては、この限りでない。」を加えることで、状況報告の提出にかかる例外規定を設けました。(平成24年4月1日施行)</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 市町村自主運行バス等維持費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 自主運行バスの収支改善を図るためには、収入増加や経費削減の取組のインセンティブが働く制度とするなど、関係機関と協議のうえ、より効果的な運行支援となるよう検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(地域連携部 交通政策課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 三重県バス運行対策費補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定通知を受けた日から7日以内」と規定しました。(平成24年6月1日施行) (2) 当該補助金は、補助対象期間の運行終了後、市町において運行実績に基づいて補助申請がなされるものであり、実績が確定した時点で、補助申請額も確定しています。 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされたため、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされたため、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 県では、国の制度改正の動きを見据えて、平成21年度には効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討し、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行いました。その結果、複数市町をまたぐ「地域間バス」については県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」については市町が主体的に担うことと整理されました。 以上の様々な整理等を踏まえ、平成23年度に市町や事業者と議論し、県と市町の役割分担を明確にし、生活交通の「ネットワーク化」を進めるとともに、国の新たな制度を活用し限られた財源を有効に活かしていくという観点から、県は「地域間バス」を充実させ、市町自主運行バスに対する補助は廃止することとしています。 市町に対しては、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、県は助言や情報提供等を行うとともに、国に対し、国庫補助制度が地域にとって使い勝手がよくなるよう、補助要件の緩和を要望するなど、生活交通の「ネットワーク化」を推進しているところです。</p>	

監査の結果及び意見

(補助金名 過疎市町等地域づくり支援事業補助金)

<速やかに是正、改善を求める事項()>

1 交付要領等における規定状況について

規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。

- (1) 申請取下げ期限が規定されていない。
- (2) 状況報告に関して規定されていない。
- (3) 交付額算定方法について、千円未満を切り捨てているが、その処理について要領等に明示されていない。

2 補助金交付等の事務手続きについて

事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。

- (1) 一部の地域機関において、事業計画の承認から交付決定にいたるまでの事務処理が遅延していたため、補助事業の一部が交付決定前に着手されていた。
- (2) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- (3) 一部の地域機関において、支払に際して、履行確認に関する事項(履行を確認した日及び検査員の氏名)が記載されていなかった。

実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

3 地域機関への制度周知や指導について

平成 18 年度の補助制度策定時に Q & A を作成しているが、以降の改正に対応しておらず、地域機関も Q & A について把握していなかった。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、これに対応する新たな事務マニュアルを作成するなどして、各地域機関での事務処理が一律かつ円滑(効率的)に行われるように配慮されたい。

<改善または改善についての検討を求める事項()>

1 補助制度について

当該補助制度は、制度としての意義は認められるものの、地域づくりに関する類似した補助制度が存在するため、両補助制度の補助要件を整理するなど、効率的な補助制度となるよう見直すことが望ましい。

2 補助金交付等の事務手続きについて

平成 22 年度は、事業計画の承認が 6 月 1 日以降に行われており、交付決定も遅いものは 8 月に入ってから行われていたため、事業計画の提出からヒアリング、承認、交付申請、交付決定といった一連の事務処理のスケジュールを早期化し、補助事業が円滑に行われるように配慮することが望ましい。

3 補助金の効果・成果の把握について

成果指標として、「過疎・離島地域における交流人口」を設定している。この数値は三重県観光統計による数値を用いているが、平成 22 年度から新たに鳥羽市が過疎地域の指定を受けたことから、鳥羽市の観光客の数値が反映されることとなるため、当該補助事業により増加をめざしている「条件不利地域における交流人口・定住人口」と乖離が大きくなる可能性がある。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、成果指標についても見直すことが望ましい。

<実施した取組内容及び成果>

1 交付要領等における規定状況について

- (1) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、申請取下げ期限を「交付決定通知の受領日から60日以内」と規定しました。（平成24年4月1日施行）
- (2) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、11月30日までの補助事業の遂行状況について、12月15日までに知事に報告書を提出するよう規定しました。（平成24年4月1日施行）
- (3) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、交付額算定方法について、千円未満は切り捨てとすることを明記しました。（平成24年4月1日施行）

2 補助金交付等の事務手続きについて

- (1) 当該県民センターに対し、的確な処理を指導するとともに、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、事業の手続きの流れを明示し、交付決定前の事業着手とならないよう、市町と県民センターで調整するよう周知徹底を図りました。
- (2) 地域活性化支援事業補助金交付要領を制定し、状況報告について新たに規定しました。（平成24年4月1日施行）また、併せて「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、状況報告の意義等について明示し、適切に報告が行われるよう周知しました。
- (3) 当該県民センターに対し、会計規則を遵守するよう指導するとともに、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、支出に関する書類の確認を適切に行うよう周知徹底を図りました。

「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、補助金検査の内容について、特に工事請負等のハード整備事業については、実地検査を行うよう明示しました。

3 地域機関への制度周知や指導について

平成24年4月1日施行の地域活性化支援事業補助金交付要領の制定時に、「地域活性化支援事業」Q & Aを作成し、本補助金の目的、対象となる事業の範囲、具体的な手続き等について、対象県民センターに周知しました。

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

当該補助金は、他課で実施している地域づくりの補助金と異なり、過疎地域等の条件不利地域に特化している事業であり、三重県過疎地域自立促進方針の基本的な取組方向にも合致するものです。今後も事業の効果、他の補助制度との整合性を検証しながら、当該補助制度を運用することにより、自立・持続可能な地域社会の実現を目指し、過疎地域の自立を促進します。

2 補助金交付等の事務手続きについて

事業照会の手続きを早急に行い、特に事業実施が年度当初に想定されている事業については、個別での対応を行う等、補助事業が円滑に行われるよう配慮していきます。

なお、平成24年度の事業計画の承認については、4月中旬に行い、事務処理スケジュールの早期化を図りました。

3 補助金の効果・成果の把握について

これまでの成果指標を見直し、平成23年度からは「三重県過疎地域自立促進計画の進捗率」に改めています。

監査の結果及び意見

(補助金名 緊急地震対策促進事業補助金)

<速やかに是正、改善を求める事項()>

1 交付要領等における規定状況について

規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。

- (1) 交付申請書提出期限が規定されていない。
- (2) 申請取下げ期限が規定されていない。
- (3) 状況報告に関して規定されていない。

2 補助金交付等の事務手続きについて

事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。

- (1) 補助事業者に対して、文書による枠付け(予算配分)の通知がされておらず、交付申請書提出期限など交付申請事務についての指示も明確にされていない。
- (2) 交付申請書に指定避難路を示した地図を添付することが規定されている事業があるが、一部の地域機関において、補助事業者から提出された交付申請書添付の地図に指定避難路が明示されていない。
- (3) 一部の地域機関において、交付決定の際に付する条件の交付決定書への記載が不十分であった。
- (4) 一部の地域機関において、事業費の変更に伴う補助事業者からの変更交付申請が行われていなかったものや申請が遅れていたものがあった。
- (5) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていない。
- (6) 一部の地域機関において、補助事業者から提出された実績報告書に、交付要領で添付を規定する完成認定書の写しが添付されていない。
- (7) 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書が期限内に提出されていない。
写真で確認可能である、市町の検査機関による検査を経ている、等の理由により書面のみで履行確認が可能であるとしているところであるが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

3 地域機関への制度周知や指導について

詳細なマニュアルは作成されているが、助成募集型事業について各地域機関で事務手続きに差異があったほか、補助対象経費、添付書類、軽微な変更の範囲等事務手続き上の解釈や判断が難しい項目があり、その都度、本庁への相談対応となっているため、各地域機関から意見を聴取するなどして事務手続き上の課題を整理し、対応方法を明示されたい。

<改善または改善についての検討を求める事項()>

1 補助金交付等の事務手続きについて

年間を通じ補助事業者に対して補助要望・執行状況を調査し調整のうえ、4月中旬の第1回以降年度末まで計8回の予算枠付け(内示)を行っているが、補助事業者によっては4月当初からの事業開始を希望する事例があり、また、災害時要援護者対策促進事業における家具固定や耐震シェルター設置については、補助事業者が実施・助成を希望する住民を募集する事業形態であるため、応募者が少なく年度末の予算枠付けで減額する例が多く見られた。事業の円滑な実施及び予算の有効活用の観点から、補助事業者の要望や執行状況のよりの確な把握方法や予算枠付け(内示)の時期について検討することが望ましい。

補助対象が多岐にわたっており、補助事業者に対する指導、助言、検査の際に、施設整備に係る構造計算など建築等に関する技術的な知識が必要な場合がある。

本庁と地域機関の間における指導・報告体制を確立するとともに、適正な事務を執行するためには、専門知識を有する他部署との連携も検討することが望ましい。

2 地域機関への制度周知や指導について

本庁は各地域機関に通知・連絡した内容がどのように処理されたかについての把握が十分でないので、今後は処理状況の把握に努めることが望ましい。

講じた措置（処理状況）

（防災対策部 防災企画・地域支援課）

<実施した取組内容及び成果>

1 交付要領等における規定状況について

- (1) 平成24年度の補助金交付事務から、補助事業者への予算枠付け通知に申請書提出期限を明記しています。
- (2)(3) 防災対策部関係補助金等交付要領等に、申請取下げ期限及び状況報告に関し規定するよう、平成24年度中に同要領等の改正手続きを行います。

2 補助金交付等の事務手続きについて

- (1)～(7) 平成24年度の補助金交付事務から、補助事業者への予算枠付け通知に申請書提出期限を明記するとともに、補助金交付申請に関する各種事務についても、防災対策部関係補助金等交付要領等に基づく適切な事務手続きが行われるよう、24年6月に開催した補助金事務担当者会議において事務を取り扱う地域機関に徹底を図りました。

実地での履行確認について、原則、書面による履行確認を継続しますが、より補助金交付事務の適正化を図るため、抽出等による実地検査の実施について、平成24年度中を目標に検討を行います。また、24年6月に開催した補助金事務担当者会議において、抽出の対象や方法等について、検討を行いました。

3 地域機関への制度周知や指導について

補助金事務担当者会議や防災担当課長会議等において、事務手続きの周知・徹底を図るとともに、各担当者から意見を聴取し、平成24年7月に、平成24年度地域減災力強化推進補助金運用手引を一部改正し、統一的な事務手続きの取扱いを明記する予定です。

<改善についての検討状況>

1 補助金交付等の事務手続きについて

平成23年度の補助要望調査から、各市町等の補助要望事業の事業着手予定時期についても併せて調査し、各市町等の事業着手予定時期に合わせた予算枠付けを行うとともに、地域機関を通じて事業の執行状況の確認を実施し、執行状況に合わせ合計13回の予算枠付けを行いました。また、平成24年度の補助要望調査からは、各市町等の詳細な事業実施計画の把握を行い、地域機関とも共有しながら、より適正な事務執行に努めます。

事務執行において専門的な知識を必要とする場合には、県土整備部等に必要な資料提供や技術的なアドバイスなど、支援をいただき取り組んでいます。

また、補助金事務担当者会議等における情報共有、意見交換を通じて、補助金事務に関する指導・報告体制の確立を図っていきます。

2 地域機関への制度周知や指導について

補助金の申請や交付決定等の事務処理状況について、地域機関に対し定期的な報告を求めています。

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 私立専修学校振興補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 実績報告書が一部提出期限内に提出されていなかった。 (3) 概算払精算書が添付されていなかった。 取扱要領では、実績報告書の添付書類として「事業実績書」及び「収支決算見込書」が規定されているが、事業実績書には、在籍生徒数と生徒数に基づく補助金額、交付申請額が記載されているのみであり、また、収支決算見込書には県補助金額、消費支出総額(決算見込額)が記載されているのみとなっている。一部の補助事業者からは、それらにあわせて財務諸表が添付され提出されているが、今後は、すべての補助事業者に対し財務諸表の提出を求めるなど、財務内容・経営内容を客観的に確認できるよう検討されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 私学課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 申請取下げ期限の規定については、補助金の性格上、申請の取下げの可能性は低いと考えられますが、実務的な問題点等を検証し、次期要領改正の際、改定することとします。 (2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしたため、状況報告に関しての規定の整備は行っていません。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、当該補助金についてはこの場合に該当し、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしたため、状況報告に関しての規定の整備は行っていません。 (2)(3) 期限内に提出されるよう補助対象者には通知等により周知徹底を図ることとし、適切な事務処理を行っていきます。 なお、平成23年度分については、期限内に提出されました。</p> <p>私立学校関係法令等では、法人に財務諸表の提出義務はありませんが、確認の必要な場合を含めて適宜提出を求めていきます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 齋宮跡体験学習施設維持管理費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 実績報告書において、最終実績額ではなく、当初計画額の支出内容がそのまま事業実績として報告されていた。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 交付要領では、補助対象経費は維持管理に要する経費で、光熱水費については一部按分することとなっているが、実際は定額補助となっていることから、要領を見直すなどにより、実態に即した支出方法となるよう検討することが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 施設における効果的・効率的な普及・啓発活動に対し、補助事業がどの程度寄与しているかについて成果指標を設定していない。今後は、維持管理以外の効果・成果が、具体的かつ客観的に把握できるような指標の設定を検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 文化振興課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 齋宮跡体験学習施設維持管理費補助金交付要領を改正し、申請の取下げ期限を「交付決定の通知を受けた日から10日以内に知事に提出」と規定しました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 平成22年度、23年度の実績報告においては、最終実績額で報告がなされました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 齋宮跡体験学習施設維持管理費補助金交付要領を改正し、実態に即した規定内容としました。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について いつきのみや歴史体験館の入場者数の推移や、体験学習事業の利用者の声(例：満足度)を把握し、当該補助金の成果の確認に努めます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>(補助金名 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金)</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p>	
<p>1 交付要領等における規定状況について</p>	<p>規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p>
<p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p>	<p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 最終予算額の3割以上が不用額となっていた。</p>
<p>-----</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p>	
<p>1 補助金の効果・成果の把握について</p>	<p>説明会等により事業の周知に努めているものの、当該補助金の交付先は、平成21年度、22年度とも同じ1市のみとなっていることから、補助要件等の見直し検討や、未実施市町への一層の周知などにより補助効果が高まるよう改善に努められたい。</p>
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 雇用対策課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p>	
<p>1 交付要領等における規定状況について</p>	<p>(1)(2) 当補助金については、平成23年度をもって廃止しました。</p> <p>今後、新たな補助金制度を制定する際には、関係規定との整合性を図ります。</p>
<p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p>	<p>(1)(2) 市町担当課長を対象とした会議等で周知に努めましたが、平成23年度についての申請はなく、指摘事項については、対応すべき事項がありませんでした。</p> <p>当補助金については平成23年度をもって廃止しましたが、他補助金においても、状況報告書の提出や予算不用が少なくなるよう、実績の適切な把握に努めます。</p>
<p>-----</p>	
<p><改善についての検討状況></p>	
<p>1 補助金の効果・成果の把握について</p>	<p>平成23年度までの時限制度として創設していたことや、雇用経済情勢が一定の回復傾向を示していたこと等から、当補助金については平成23年度をもって廃止しました。</p>

監査の結果及び意見	
(補助金名 三重県留学生等支援事業補助金)	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について これまでの成果を検証するとともに、多文化共生社会づくり、国際交流活動の推進に向け、奨学金受給者の人材活用のしくみづくり等を一層進めることが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 多文化共生課)
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について 三重県昭和学寮顕彰人材育成基金を活用した事業であり、基金設置目的は「国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てる」とあります。 当補助金は奨学生が留学先大学等に支払った授業料相当額の補填であることから、卒業までの就学状況を把握し、退学することなく卒業できることを成果とし、奨学金受給者数及び金額にて検証しています。 奨学金受給者の人材活用に関しましては、当課が参加するイベント等への協力及び、海外での三重県のPRをお願いしています。特に外国人留学生に関しては、県内での多文化共生啓発イベント等において、出身国の文化を伝えていただくと共に多くの日本の方にも多文化共生への理解を促す取組に協力いただいています。 海外に留学中の留学生に関しては、県内での活動協力には無理があることから、インターネット環境を活かしての活動協力等、しくみづくりを検討しているところです。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 小児科医確保事業補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 給与費等については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。 (3) 最終予算額の5割以上が不用額となっていた。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 小児科医確保事業補助金の交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を、「交付決定の通知を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告について規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 補助事業者から状況報告書を徴収し、事業の進捗状況を確認しました。</p> <p>(2) 交付要領を改正し、「運営事業に関する補助については、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする」と規定しました。(平成23年10月13日施行)</p> <p>(3) 状況報告により補助事業の執行予定額の把握に努めた結果、不用額が最終予算額の約9%となりました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 福祉活動指導員設置費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 4月1日現在の福祉活動指導員の任用状況の報告の提出を求め、その内容によっては、必要な助言・指導を行ったのちに交付申請を行っているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。 (2) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p>-----</p> <p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助制度は、三重県社会福祉協議会を対象として7名の福祉活動指導員設置に係る人件費のうち85%の補助を行っているが、同協議会の更なる自主財源の確保を促し、引き続き当該補助制度のあり方について、検討を行うことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 地域福祉国保課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 福祉活動指導員設置費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成24年4月1日施行) (2) 交付要領を改正し、状況報告の規定の整備を行いました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 交付要領を改正し、事前着手を行う場合は事前着手理由書を徴し、その内容を精査の上、事前着手の可否を判断するよう規定の整備を行いました。(平成24年4月1日施行) (2) 交付要領を改正し、状況報告の規定の整備を行い、今後は必ず状況報告書を徴することとしました。(平成24年4月1日施行)</p>	
<p>-----</p> <p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 三重県社会福祉協議会への人件費補助のあり方を検討した結果、平成24年度補助分から、以下のとおり、補助制度の見直しを図りました。 県社協職員の平均給与をもとに人件費単価の上限額を設定しました。 従来の補助率85%を撤廃し、補助の上限額を40,000千円としました。 一部の手当を補助対象外としました。 今後も、引き続き三重県社会福祉協議会の独自事業等による更なる自主財源の確保を促すとともに、必要に応じて補助制度のあり方を見直していきます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 軽費老人ホーム運営費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 要領第12条に規定する実績報告の提出期限では、審査を行い出納閉鎖までに額の確定を行うのは困難であることから、適切な時期に行えるよう提出期限を検討されたい。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p> <p>(2) 補助金を3期(1期50%、2期30%、3期20%)に分けて概算払しているが、平成22年度の3期の概算払は3月31日に行われており、同日付で概算払の精算も行っていることから、概算払の効用は少ない。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 変更交付申請が年度末に集中しており、最終補正等にも間に合わないことから、事業の変更がある場合は、適宜、変更申請等を促すことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 長寿介護課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 軽費老人ホーム運営費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、平成24年度分から翌年度の4月20日までに実績報告書の提出を求め、出納閉鎖までに額の確定を行うようにしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 交付要領に、「補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。」と補助対象期間を明示しました。(平成24年6月21日施行)</p> <p>(2) 平成24年度分から概算払の割合を見直し、3月の交付を行わず、残額を額の確定後に精算して支払うようにしました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>○ 事業の変更がある場合は、早期に変更申請を行うよう促し、平成23年度の最終補正から対応しました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 障がい者小規模作業所事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 補助対象に広域連合(「地方自治法」第284条第3項)が明示されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 一部の地域機関において、市町への内示が遅延しており、要領第4条に規定する交付申請の期限を過ぎていた場合も散見された。 (2) 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (3) 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書の提出が遅れていた。 (4) 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 障がい福祉課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 三重県障がい者小規模作業所事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知のあった日から起算して15日を経過する日まで」と規定しました。(平成23年10月1日施行) (2) 交付要領を改正し、補助対象に広域連合を明示しました。(平成23年10月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1)~(3) 提出の遅れた地域機関に注意喚起するとともに、各地域機関に対し、当該補助金について適正な事務手続きを行うよう指導しました。 (4) 交付要領を改正し、「当該年度4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前であっても補助対象とする」と明示しました。(平成23年10月1日施行)</p>	

監査の結果及び意見	
(補助金名 放課後児童クラブ活動事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から起算して30日以内」と規定しました。(平成23年9月1日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告について規定しました。(平成23年9月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 状況報告書提出の徹底を図った結果、23年度に交付決定をしたすべての補助対象団体から、事業状況報告書が提出されました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 家庭支援推進保育事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 人件費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 家庭支援推進保育事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知を受領した日から20日以内」と規定しました。(平成24年5月30日施行)</p> <p>(2) 交付要領を改正し、状況報告書を別途定める期日までに知事に報告することと規定しました。(平成24年5月30日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 新たに設けた状況報告の規定に基づき実施します。 (2) 交付要領別表の対象経費に「4月1日から翌年3月31日まで実施する家庭支援推進保育事業に必要な経費」と規定しました。(平成24年5月30日施行)</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の処理が依然として進んでおらず、基金へ拠出した本県分の造成金残高も多額となっていることから、拠出金額の見直しについての検討を国へ要望することが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 豊田事業所に受け入れられた本県のPCB廃棄物台数は、現在のところ、JESCO処理対象物7,020台(平成22年度末集計)のうち、795台にとどまっている。 平成28年7月の処理期限までに、これらについてはすべて処理される予定ではあるものの、未だ県が把握できていないPCB廃棄物もあることから、県内に長期保管されているPCB廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業者に強く働きかける必要がある。 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるための取組や、PCB廃棄物の適正な処理を推進するための情報提供及び周知の徹底等の取組について、県としても、一層強化していくことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 平成24年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から30日以内」と規定しました。(平成24年6月13日施行) (2) 平成24年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、状況報告提出の規定を設けました。(平成24年6月13日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 平成23年度三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領において、状況報告の規定は設けられていなかったものの、必要な事項について報告を求め、独立行政法人環境再生保全機構から報告書が提出されました。 (2) 三重県補助金等交付規則第15条において、「交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な額を概算払することができる」と規定されており、当該補助事業の特徴等から本規則の適用対象となる理由及び支払時期を整理し、明確化しました。</p>	

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

現状把握しているPCB廃棄物の数量、及びこれまでの造成額等を精査し、今後の拠出額の見直しを行うよう、PCB廃棄物特別措置法の見直し・検討にかかる環境省の「PCB廃棄物対策に関する調査」において要望を行いました。

2 補助金の効果・成果の把握について

JESCO処理対象物として登録されている7,404台に対して、JESCO豊田事業所に受け入れられた本県の平成23年度末現在のPCB廃棄物台数は、1,135台となっています。

今後もPCB廃棄物保管事業者等への立入検査等を実施し、県内に長期保管されているPCB廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業対象者等に強く働きかけを行っていきます。

基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるためにPCB廃棄物保管事業者等の情報のデータベース化を進めています。

また、PCB廃棄物保管事業者等に対して毎年、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況報告書の提出を行うよう案内を送付していることから、当該案内を活用して、PCB廃棄物の適正な処理を推進するための情報を提供するなど、周知方法の検討を行っています。

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 浄化槽設置促進事業補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 補助事業により設置した浄化槽の管理、処分にに関する規定が不十分である。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 一部の交付申請書が期限内に提出されていなかった。 (2) 市町が補助した個々の浄化槽について「浄化槽維持管理状況報告書」により維持管理の事後確認を市町に求めているが、管理が不十分なものがあつた。 (3) 浄化槽設置費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助制度が補助目的を達成するため、生活排水処理施設の整備により一層貢献し、効果的かつ効率的なものとなるよう、補助対象等の見直しについて検討することが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 当該補助制度の成果指標として「生活排水処理施設の整備率」を設定している。平成22年度は78.0%と、目標値である76.5%を達成しているが、全国平均86.9%と比較すると、未だ低い状況である。 整備率の低い市町において、浄化槽の設置を促進することは、費用面や工期の面からも有効な生活排水処理施設の整備手法であるので、今後も市町と連携し、当該補助事業をより効果的かつ効率的に推進することにより、補助目的の達成に努めることが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(環境生活部 大気・水環境課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 浄化槽設置促進事業補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定通知後1週間以内」と規定しました。(平成24年3月30日通知、平成24年4月1日施行) (2) 当事業により設置された浄化槽の適正な維持管理を確保するため、浄化槽設置促進事業実施要綱第8条に市町の役割を規定するほか、事業実施市町に対して実績報告時に「前年度に(補助事業によって)設置された浄化槽について、本年度末までの法定検査、保守点検、清掃の実施状況を記入し、実績報告書の添付書類として提出すること」を義務づけており、これらを基に維持管理の徹底に向けた働きかけを行っています。 なお、処分にに関する規定について再度検討を行いました。当事業により設置された浄化槽は県民の個人財産となり、これらに対しては国交付金事業(浄化槽設置整備事業)においても特別の制限が設けられていないことを勘案し、従前どおり処分についての制限を設けないこととしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 事業実施市町に対し、各種手続きに係る書類の速やかな提出等について改めて要請しました。 (2) 補助事業によって設置された浄化槽について、その後の維持管理に不十分なものが認められるため、1(2)で記載した規定等に基づいて、引き続き事業実施市町に対して維持管理の徹</p>	

底に向けた働きかけを行っていきます。

- (3) 国交付金事業（浄化槽設置整備事業）においても、内示日以降に実施される事業を交付金の対象としていることから、それらの運用を参考にして、平成24年度中を目処に規定の整備を行います。

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

当事業では、浄化槽の計画的な整備を通じて公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んでいるところですが、汚水衛生処理率の更なる向上を図るには、既に設置されている単独浄化槽や汲み取り便槽を早急に合併浄化槽に転換していくことも重要となっています。このため、平成24年度から新築浄化槽に対する補助金額を減額する一方で、単独浄化槽等からの転換を行う場合には当該浄化槽の撤去や新たな配管に係る費用に対して上乗せ補助を創設するなど、補助制度改正による補助金の効果的、効率的な活用を図っているところです。

2 補助金の効果・成果の把握について

県内において当事業を活用した浄化槽の計画的な整備が着実に進むなか、平成23年度には21市町で計2,846基の設置が行われたところです。（平成23年度の「生活排水処理施設の整備率」は現在集計中です。）今後とも、引き続き市町に対して新たな県補助制度の活用を促し、当事業の効果的、効率的な推進に取り組んでいきます。

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 がんばる三重の林業創出事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者への内示文書に補助金交付申請の提出期限が明示されていなかった。 (2) 一部の地域機関において、補助事業者から提出された補助金変更申請書に添付すべき変更理由書が添付されていなかった。 (3) 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (4) 一部の地域機関において、事業実施要領第 18 で定めた事務所長から部長への「事業成績書」が提出期限内に提出されていなかった。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 事務処理マニュアル(Q & A)が作成されているが、地域機関において制度解釈に苦慮しているところがあったため、今後、適正な事務処理に向け地域機関の指導を行うとともに、適切かつ効果的な運用に向け、事務処理マニュアル(Q & A)の充実等に努められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助制度は、一定の成果(団地数や集約化による直送量の増加等)を上げているが、県産材に係るコストの平均単価は約 12,000 円 / m³であるのに対し、先進地である東北や九州では約 8,000 円 / m³でかなり乖離している。 今後も引き続き、当該補助事業も含めた支援策について、市場の動向、国や他県の支援策等も勘案し、木材生産の低コスト化、木材利用の拡大、県産材のブランド化など多面的角度から、より効果のあるかたちでの見直しについて検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農林水産部 森林・林業経営課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 当該書類について、平成 23 年 4 月 1 日付け環森第 05-118 号により、「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」を改訂し、第 5 条に状況報告の規定を設け、関係事業者にも通知しました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 職員の資質向上とチェック体制の強化を図るため、平成23年11月1日付け環森第05 - 248号により、「補助金交付手続き等の改善について」を通知するとともに、職員に対して各種事務手続きを適時適切に行うように指導しました。 (1) 内示文書に補助金交付申請の提出期限を明示するように指導しました。また、本年度から県庁からの内示において、補助金交付申請の提出期限を明示するように明記しています。 (2) 補助金変更申請書に添付すべき変更理由書を必ず添付するように担当者会議を開催して指導しました。 (3) 交付要領で定めた補助事業等状況報告書を期限までに提出するように担当者会議を開催して指導しました。</p>	

(4) 事業実施要領第18で定めた事務所長から部長への「事業成績書」の提出期限を厳守するように指導しました。

3 地域機関への制度周知や指導について

事業処理マニュアル(Q & A)を充実させて、地域機関の担当者会議の際に要領と併せて説明を行い、制度解釈の理解を深める指導を行いました。

<改善についての検討状況>

1 補助制度について

当補助事業は平成21年度から始まり、3年間で路網整備(森林作業道等)や高性能林業機械の一定の導入は進み、森林組合を中心とするB材・C材の生産量(系統出荷)は、0 m³から約2万m³まで増加しています。

しかし、三重県は、九州等に比べ地形が急峻であり、高性能林業機械を扱うオペレーターも初心者が多い状況にあります。

今後、国助成制度等を活用して機械化や路網整備を進めるとともに、オペレーターの熟練度の向上を図り、県産材生産の低コスト化を進めることとしています。

なお、県では、みえ県民力ビジョンに「県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量」(現状239千m³を平成27年度目標402万m³)にかかげ、安定した供給体制の構築と木材利用の拡大を図ることとしています。

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 運輸事業振興助成交付金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。 (2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 実績報告書に基づき、書面で検査を行っているが、当該交付金を受け、その構成事業者への多岐・多額の助成に利用されていることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。 自治事務次官通知では交付の時期を、原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するものと定めているが、本県では2件の補助事業者に対し、いずれも1回目に1/2以上を支払っているものの、その内容、理由について精査していない。支出している交付金は多額であり、県の財産の適正な管理という観点から、概算払の時期や額について、精査・検討されたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について 交付金の定量的効果(充足度や達成度等)を把握していないので、把握方法について検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 雇用経済総務課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定を受けた日から15日以内」と規定しました。(平成23年12月20日施行) (2) 運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月30日までに知事に報告するよう規定しました。(平成23年12月20日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 上記1の(2)のとおり、運輸事業振興助成交付金交付要領を改正し、補助事業の状況報告をするよう規定しましたので、平成24年度より状況報告の提出を求めます。 平成23年度の実績報告書が提出された後、額の確定の審査とともに、交付団体を訪問し、現地調査を行いました。 今後も、同様に実施していく予定です。 自治事務次官通知では交付の時期を、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するもの」と定めておりました。 指摘事項について検討を行っている最中に、「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成23年法律第101号)が施行され、当該交付金の交付は各都道府県の規則等で定めることとなり、「原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付する」の規定は撤廃されました。 これらの状況を鑑み、平成24年度以降は三重県補助金等交付規則の規定の範囲内で概算払の時期や額について精査・検討してまいります。</p>	

<改善についての検討状況>

1 補助金の効果・成果の把握について

運輸事業振興助成交付金は、昭和 51 年の税制改正により軽油引取税率が 30%引き上げられた際に、課税技術上営業用と自家用の格差の設定が困難であったことから、営業用バス、トラックの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るために創設されました。

補助対象経費については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」及び同法施行規則に基づいて細かくメニューが定められています。

今回、交付先の 2 団体とのヒアリング、及び検討を行いました。下記の理由により、効果の定量的把握は困難との結論に至りました。

バス協会

- ・ メニューが多すぎて、どれか 1 つを取り出して交付金全体の定量的効果とは判断し難い。
- ・ 安全運行やバス利用者促進など、定量的効果の把握が困難なメニューがほとんどである。

トラック協会

- ・ メニューが多すぎて、どれか 1 つを取り出して交付金全体の定量的効果とは判断し難い。
- ・ 環境・交通対策や貨物自動車運送事業法に基づく適正化対策事業など、定量的効果の把握が困難なメニューがほとんどである。

よって、定量的効果の把握方法については引き続き検討していくこととし、平成 24 年度は当該交付金の効果について、叙述方式で検証することとします。

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 多品目適量産地育成事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費が明確にされていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の地域機関において、要領第6条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が、未提出または期限内に提出されていなかった。</p> <p>(2) 3月に全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p>-----</p> <p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 地域機関への制度周知や指導について 各地域機関で指導、監督の状況に差異があるので、指導、監督を行うにあたり必要とする事項等を定め、一定の指導水準が確保できるようにしておくことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農林水産部 農畜産課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 農畜産課関係補助金等交付要領を平成24年4月1日付けで改正し、県規則第7条に規定する申請の取下げをすることができる期限を交付決定の日から2週間以内と決めました。</p> <p>(2) 交付要領等において、補助対象経費がわかりにくい状況になっていました。事業実施要領等で補助対象となる経費が明確になるよう記載することとしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 規則、要領で定められている補助事業状況報告書について、期限内の提出を補助事業者に求めるよう地域機関に指導を行いました。</p> <p>(2) 概算払を行う際には、合理的な理由があり、その時期に目的達成のために必要な経費と認められる分であることを明確にするよう地域機関に指導を行いました。</p>	
<p>-----</p> <p><改善についての検討状況></p> <p>1 地域機関への制度周知や指導について 補助事業担当者説明会において、補助事業者の指導、監督を行うにあたり必要となる補助金交付等の事務手続きについて周知・確認することとしました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 農山漁村再生モデル支援事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 交付申請書提出期限が規定されていない。 (2) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 一部の地域機関において、要領第7条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 一部の地域機関において、年度末に全額概算払を行っていたが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 状況報告、概算払、完了検査において、各地域機関での取扱いに差異が見られたため、当該補助金に限らず、各地域機関に手引き等に基づく取扱いを徹底させるなど、担当者会議や研修等を通じて定期的に周知を図られたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(地域連携部 地域支援課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1)(2) 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、今後同様の制度を創設する場合は、指摘の趣旨を踏まえ適切に対応していきます。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1)(2) 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、その他の補助事業についても適正な事務処理が行われるよう、担当者会議等の機会を通して要領等の周知徹底を図りました。</p> <p>3 地域機関への制度周知や指導について 農山漁村再生モデル支援事業費補助金については、平成22年度をもって廃止となった事業であるため、要領・手続き等について直接改善を行うことはできませんが、その他の補助事業についても各地域機関での取扱いに差異が出ないように、担当者会議等の機会を通して取扱いの徹底を図りました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 みえの真珠養殖再生支援交付金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 実施要領で定めた、業務方法書の承認(変更)申請及び事業計画書の承認(変更)申請が提出されていないほか、資金管理状況報告書の承認がされていなかった。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農林水産部 水産資源課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) みえの真珠養殖再生支援交付金交付要領を平成24年4月1日付けで改正し、申請取下げ期限を「交付の決定通知を受領した日から2週間以内」と規定しました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 補助事業等状況報告書については、23年度分について指摘後速やかに提出を求め、承認を行いました。 (2) 業務方法書：23年11月に業務方法書の承認を行い改善を図りました。 事業計画書：指摘後速やかに対応を行い、23年度分の承認を行いました。 資金管理状況報告書：指摘後速やかに対応を行い、23年度分の承認を行いました。 24年度以降：24年度に必要な手続きは、指摘に基づき適切に事務処理を行っています。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>(補助金名 漁業就業研修支援事業費補助金)</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p>	
<p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p>	
<p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p>-----</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p>	
<p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>予算措置や対象研修期間の関係でやむを得ない状況であったため、追加募集期間が10日間しか確保されていなかった。県民に広く呼びかけ、事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努める必要がある。</p>	
<p>-----</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(農林水産部 水産経営課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p>	
<p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 漁業就業研修支援事業費補助金については、平成23年度をもって廃止しました。</p> <p>平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金については、その補助金交付要領に取下げ期限の規定を設けました。</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされましたが、平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金のうち、状況報告の提出が必要と判断される補助金については、その補助金交付要領に状況報告に関しての規定を設けました。</p>	
<p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 平成24年度から、当課が所管する同趣旨の補助金のうち、状況報告の提出が必要と判断される補助金については、その補助金交付要領に状況報告に関しての規定を設けるとともに、事業主体からの補助事業等状況報告書の提出について適正に管理してまいります。</p>	
<p>-----</p>	
<p><改善についての検討状況></p>	
<p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>県民に広く呼びかけ、事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努めてまいります。</p>	

監査の結果及び意見	
(補助金名 中小企業の市場化支援事業費補助金)	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 国内販路開拓分について、交付申請書提出期限が規定されていない。</p>	
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 ものづくり推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 平成 23 年度の国内販路開拓に係る補助金として、中小企業の市場化支援事業費補助金を廃止の上、中小企業販路開拓支援事業費補助金を新設しました。(平成 23 年 4 月 1 日施行) その中小企業販路開拓支援事業費補助金交付要領において「・・・補助金交付申請書(様式第 2 号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。」と規定するだけでなく、各申請者に対して文書にて交付申請書提出期限を通知しました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>(補助金名 小規模事業支援費補助金)</p>	
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 概算払により1月までに交付決定額の95%を支払っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 当該補助事業は、創設時の目的、趣旨から判断すると、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を支援する事業費補助である。</p> <p>しかしながら、補助額の9割以上は、補助対象業務を実施するため各商工会等に設置された経営指導員等に対する人件費に係るものであり、また、経営指導員等が経営改善普及事業以外の業務に携わる場合もあるなど、商工会等の運営費補助的な側面も見受けられる。</p> <p>運営支援ではなく、事業支援であることが明確となるよう、事業に対する県の支援のあり方を再度検討することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 金融経営課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 交付決定の起案文書に支払時期、支払額及び理由を明示するとともに、三重県会計規則第49条の規定に従い、概算払を指令金額の10分の9以内の金額としました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 経営改善普及事業は、人口構成、産業構造等の地域特性や個々の事業者の経営環境が異なる中で、地域事業者の実情に精通した経営指導員等が地域事業者の実情に応じた取組を行うことが重要であるため、人件費を中心とした補助としています。</p> <p>また、個々の事業者支援だけでなく、地域資源を活用した商品・サービスの開発や地域ブランドの育成等、地域活性化への面的な取組についても、地域小規模事業者の経営環境の改善のために不可欠であるため、経営改善普及事業のほか、これらの事業への関与を認めています。</p> <p>しかしながら、成果を検証する仕組みが十分でなく、事業の成果が見えにくいことが課題となっており、事業支援であることが不明瞭となっている一因ともなっています。</p> <p>このため、昨年度から各商工会等と共に、成果の見える化、成果検証の仕組みづくりについて検討を重ねており、今年度内に試行できるよう取組を進めているところです。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 一部の実績報告書が期限内に提出されていなかった。</p> <p>(2) 一部の実績報告書において、一部事業区分について、報告様式に定める実績評価が記載されていなかった。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 地域資源活用課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 平成 22 年度に実施した事業の中で、1 事業について、実績報告書が事業終了後 10 日以内に提出されなかった事案があったため、平成 23 年度事業の実施にあたっては、そうしたことがないよう事業実施主体に対して補助金交付の際に確実に指導を行い、5 件全ての事業実施主体から期限内に実績報告書が提出されました。</p> <p>(2) 平成 22 年度に実施した事業の中で、報告様式に定める実績評価の記載、具体的には事業実施の成果及び実施後の課題が十分に記載されていなかった事案があったため、平成 23 年度事業の実施にあたっては、そうしたことがないよう事業実施主体に対して補助金交付の際に確実に指導を行い、5 件全ての事業実施主体において実績評価が適正に記載されました。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 交付申請書に添付する市町による副申書が交付申請の翌日(申請締切日の翌日)の日付となっていた。 (2) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 制度創設から6年を経過し、各市町や協議会等において、数多くの取組が創出されてきている。その間補助対象事業等の見直しが行われていないことから、当該事業の実施による波及効果や、各地域における主体的な観光地づくりについての機運の醸成等も検証しながら、官と民、県と市町との役割分担や、支援のあり方等、事業内容の抜本的な見直しを行うことが望ましい。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 補助終了後も当該補助事業の効果やその後の展開状況を定期的に把握するしくみや、補助事業内容を参考事例として幅広く公表する方法を構築し、それらの活用により、補助件数の増加のみにとどまらず、各地域における更なる取組の広がりにも資するよう努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(雇用経済部 観光・国際局 観光政策課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。 (2) 平成23年度で事業を終了しましたので、他の事業において適正な処理が行われるよう職員に周知しました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 一定の成果が得られたことから役割を終えたものとして、平成23年度をもって事業を終了しました。</p> <p>2 補助金の効果・成果の把握について 平成23年度をもって事業は終了しましたが、成果を確実に確認するとともに、成果のあった好事例については、参考事例として各地域における会議等で市町と共有し、地域の新たな取組につなげていきます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 申請取下げ期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(県土整備部 下水道課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 下水道関係事業補助金交付要領を改正し、申請取下げ期限を「交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内」と規定しました。(平成24年4月1日施行)</p> <p>(2) 当該補助金は、汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、平成7年度から12年度にかけて実施された市町村の単独事業費について、各年度の起債償還金に対して補助する制度であり、あらかじめ各年度の起債償還額は確定しているため、各年度の補助金の額も確定しています。</p> <p>なお、三重県補助金等交付規則第10条の改正(平成24年4月1日施行)により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。当該補助金についてはこの規定に該当するため、状況報告に関しては規定を改正しないこととしました。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則第10条の改正(平成24年4月1日施行)により、平成24年度から、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。当該補助金についてはこの規定に該当するため、今後は状況報告の提出を要しないものと取り扱うこととなります。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 木造住宅耐震補強事業費補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 交付申請書提出期限が規定されていない。</p> <p>(2) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p>	
<p>-----</p> <p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について 当該補助金については、さまざまな方法により普及啓発活動を実施し、住宅耐震化の促進に一定の役割を果たしているものの、活用実績が低調な町も一部見受けられることから、今後、県内全域に活用が広がるよう、より一層普及啓発活動を行うなど、当該補助金の活用促進に努められたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(県土整備部 住宅課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領を改正し、交付申請提出期限を「当該事業年度内」と定め、配分内示から10日以内に提出するように運用しています。(平成23年8月26日施行)</p> <p>(2) 同じく、状況報告について「毎月3日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに、事業の状況を木造住宅耐震関係事業月末報告票(様式第2の2)により1部提出しなければならない。」と決めました。(平成23年8月26日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領を改正し、住宅課へ提出させることとしました。</p> <p>(2) 支払時期、支払額に係る理由を整理し明確にするよう市町へ周知しました。</p>	
<p>-----</p> <p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助金の効果・成果の把握について 活用状況が低調な市町については、県から積極的に「住宅団地訪問」、「耐震相談会」等の制度普及に関する取組を行うように市町に働きかけを行いました。なお、市町のみで対応が困難な場合には、県と市町との合同により耐震化の促進に向けた取組を行いました。今年度も引き続き、市町や民間事業者と連携して、直接的な働きかけや広報媒体の活用により、幅広い周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努めていきます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 (1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (2) 実績報告書が要綱に基づく期限内に提出されていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について 現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払っている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するなど、支援の方法について整理することが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(教育委員会事務局 高校教育課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について (1) 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金交付要綱に、状況報告に関する規定を追加しました。(平成24年6月1日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて (1) 補助事業等状況報告書については、昨年度までは提出を求めていませんでしたが、交付要綱に状況報告に関する規定を追加のうえ、提出を求めることとしました。 (2) 今回の指摘を踏まえ、今後は適正な事務処理を進めることとします。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 補助制度について 指摘事項について、改善に向けた検討を重ねてきましたが、従前から業務委託をしている関係機関との調整に時間がかかっています。そこで、本年度は従前の形(業務委託及び補助金)で執行し、引き続き支援の方法について検討を進めます。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 文化財保護事業補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 交付要領等における規定状況について 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。</p> <p>(1) 状況報告に関して規定されていない。</p> <p>(2) 指定文化財等保護事業のうち、県指定文化財等保護事業については、対象経費が要領等に明確に規定されていない。</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 活かそう美し国の文化財事業において、保存事業が終了したにもかかわらず、活用事業の終了後に両事業分について合わせて実績報告書が提出されているものが見受けられた。この結果、保存事業については、期限内に提出されていなかった。</p> <p>実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 交付要領等における規定状況について</p> <p>(1) 文化財関係事業補助金交付要領を改正し、第8条に状況報告について明文化しました。(平成24年3月26日施行)</p> <p>(2) 文化財関係事業補助金交付要綱を改正し、「別紙2 県指定文化財等保護事業にかかる県補助対象事業および経費」を追加し明文化しました。(平成24年3月26日施行)</p> <p>2 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 今年度より文化財関係事業補助金交付要領第8条に基づき、状況報告書(平成24年9月30日現在)の提出を補助事業者を求める予定です。(提出期限：平成24年10月10日)</p> <p>(2) 活かそう美し国の文化財事業(今年度より活かそう守ろうみえの文化財事業)について、保存事業・活用事業を明確に区分し、それぞれの事業終了時に別々に実績報告書を提出するよう補助事業者に対して指導します。</p> <p>今年度より、補助事業者に対して、補助金額及び内容を考慮しながら可能な限り書面検査だけでなく実地検査も実施する予定です。</p>	

<p>監査の結果及び意見</p> <p>(補助金名 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金)</p> <p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」「補助事業収支予算書」、及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」が、当該補助金が対象とする被害者支援事業に要する経費に係るものではなく、支援センター全体に係るものとなっていた。</p> <p>(2) 収支予算・決算について、大区分ごとの総額が記載されているのみで、具体的な支出内容が記載されていなかった。</p> <p>(3) 実績報告書に事業内容の証拠書類(行事パンフレット、写真、支出証拠書類)が添付されていなかった。</p> <p>(4) 交付要領には、交付決定の際に付する条件が定められているが、交付決定書に記載がされていなかった。</p> <p>(5) 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>(6) 支払に際して、履行確認に関する事項(履行を確認した日及び検査員の氏名)が記載されていなかった。</p> <p>(7) 事業経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。</p> <p>(8) 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。</p> <p>支出内容の確認については、現状の書面監査の内容では不十分であるため、可能な限り実地検査を実施されたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 補助制度について</p> <p>制度創設後、5年経過しているが、一度も見直しが行われていないので、補助金額、補助対象経費の必要性、妥当性等について検証を行うことが望ましい。</p>	
<p>講じた措置(処理状況)</p>	<p>(警察本部 広聴広報課)</p>
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 補助金交付等の事務手続きについて</p> <p>(1) 平成24年3月27日付けで警察関係補助金交付要領を改正し、交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」、「補助事業収支予算書」及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」については、当該補助金の対象となる被害者支援事業に要する経費に係るものを報告させることとしました。</p> <p>(2) 警察関係補助金交付要領の改正に伴い、収支予算・決算について、補助金に係る具体的な支出内容を提出させることとしました。</p> <p>(3) 平成23年度の補助事業等状況報告書の提出以降、実績報告書に事業内容の証拠書類(行事パンフレット、写真、支出証拠書類)を添付させることとしました。</p> <p>(4) 警察関係補助金交付要領に従い、必要事項を記載することとしました。</p> <p>(5) 平成23年12月31日現在の補助事業等状況報告書を提出させ、実施状況を確認しました。また、三重県補助金等交付規則との齟齬がないよう警察関係補助金交付要領を改正し、平成24年度から補助事業等状況報告書の提出をさせることとしました。</p> <p>(6) 履行確認に関する事項の記載漏れがないよう、複数による書類のチェックを行います。</p> <p>(7) 平成24年3月27日付けで警察関係補助金交付要領を改正し、事前着手についての手続を定めるとともに、平成24年度の補助金の事前着手については、平成24年4月1日付けで事前着手申請書を提出させました。今後、当該申請に係る書類を審査し、審査結果を事前着手承認決定通知書により補助事業者へ通知することとしています。</p>	

(8) 概算払により補助金を受ける場合は、その必要性等を明確にするよう指導を行いました。

平成23年10月4日、警察本部警務部広聴広報課担当者2名による公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「支援センター」という。）事務所への立入を実施し、平成22年度の補助金等に係る支出状況について適切に処理されていることを確認しました。

< 改善についての検討状況 >

1 補助制度について

支援センターの主な収入は、会費収入、県補助金、市町補助金、寄付金収入がそのほとんどを占めます。会費収入、寄付金収入については、不安定要素が高く、昨今の景気動向等から企業等における会費、寄付が安定的に協力を得られる状況にありません。また、事業費に占める県（警察）補助金の割合は、34.8%を占めており、市町補助金と併せると総事業費の約7割と補助金収入は、支援センターにとってなくてはならない事業活動収入といえます。

支援センターの犯罪被害者支援事業は、

- ・ 警察をはじめ、三重県、市町が本来実施すべき施策であること
- ・ 県内に同種事業を行う団体が存在しないこと
- ・ 犯罪被害者支援活動は、常に専門性が要求されること
- ・ 犯罪被害者支援に対する県民の要望があること
- ・ 常に全国的に同水準で犯罪被害者支援を実施する必要があること

などの理由から、支援センターの活動を、今後一層充実させていく必要があります。

現時点で、県補助金を削減し、事業縮小を行うことは、これまでの地道な活動で徐々に定着しつつある現状や犯罪被害者等からの要望から逆行する結果となりかねず、支援センターへの県補助金の継続が必要と考えます。

なお、今後は、犯罪被害者支援事業に関する県補助金について、定期的に検証を実施します。